

3

消費生活センターだより 2025

要注意！訪問系の消費者トラブル2選

相談事例 1

「火災保険で自宅を無料で修理できる」と勧誘する業者についてのトラブル(訪問販売)

業者から「火災保険で自宅を無料で修理できる」と電話がかかってきた。自宅に壊れている箇所があったため、契約をすることにしたが、訪問してきた業者から「保険会社には雪で壊れたことにして申請するように」と言われたことなどから不審に思い始めた。この契約をなかったことにしたい。

アドバイス 

- 訪問販売や電話勧誘販売は、契約書面をもらってから8日以内であれば、クーリング・オフで契約を取り消しできる場合があります。
- 嘘の理由で火災保険を申請すると、詐欺罪に問われる恐れがあります。

相談事例 2

アクセサリーなどを買い取る業者についてのトラブル(訪問購入)

自宅を訪問してきた訪問買取業者から、売るつもりのないアクセサリーを買い取られてしまった。大切なものなので返してほしい。

アドバイス 

- 訪問購入は、一部商品を除き契約書面をもらってから8日以内であればクーリング・オフで契約を取り消しできる場合がありますが、商品がすでに第三者に引き渡されていると、取り戻すことが難しい場合もあります。
- 不要な勧誘はきっぱりと断りましょう。
- 売るつもりのない品物は安易に業者に見せないようにしましょう。

ほっとスルメールでも消費者トラブルの情報を配信しています！

配信を希望する場合は、ほっとスルメールのサービスに登録後、「消費生活情報」カテゴリを受信する設定にしてください。詳しくはホームページをご覧ください。



ホームページ
はこちら

悪質商法・契約トラブル・多重債務

八戸市消費生活センター ☎43-9216

開設日時 (月)~(金)8:15~17:00

場所 市庁別館7階 暮らし交通安全課内

※祝日・年末年始除く

相談方法 電話または直接お越しください。

※八戸圏域(三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町)にお住まいの人の相談も受け付けています。

